

盛岡広域振興局長告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年8月24日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 路線名 281号
- 2 供用開始の区間 岩手郡岩手町大字大坊第3地割76番地先内
- 3 供用開始の期日 平成30年8月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
  - (2) 期間 平成30年8月24日から同年9月25日まで